

人材確保対策推進協議会（建設・警備・運輸分野）設置要綱

1 目的

人材確保対策を効果的・効率的に推進するため、山形労働局、人材確保・就職支援コーナーを設置する山形公共職業安定所、建設、警備、運輸分野等の人材不足分野（以下「人材不足分野」という。）職種関係教育機関、人材不足分野職種関係事業主団体、地方公共団体、商工会・商工会議所等により構成する「人材不足分野における人材確保に係るネットワーク」を構築し、当該ネットワークを通じて、相互の施策についての理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、人材不足分野の人材確保に係る具体的な連携事項を協議することを目的として、「人材確保対策推進協議会（建設・警備・運輸分野）」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

協議会は次の機関の担当者と構成することとし、会長は山形労働局職業安定部職業安定課長とする。

- ・山形県商工労働部雇用対策課（雇用対策担当・職業能力開発担当）
- ・山形商工会議所
- ・一般社団法人山形県建設業協会
- ・一般社団法人山形県警備業協会
- ・公益社団法人山形県トラック協会
- ・山形公共職業安定所
- ・山形労働局職業安定部職業安定課・職業対策課・訓練室

3 協議事項

協議会においては、以下の事項について、協議を行う。

- (1) 人材確保・就職支援コーナー及び構成機関等が実施する人材確保対策及びその進捗状況に係る事項
- (2) 人材不足分野における求職・求人の動向等
- (3) 雇用管理改善に取り組む事業所等に係る事項
- (4) 各種セミナー、講習、就職面接会等の開催日程等
- (5) 情報収集・情報提供の具体的な方法
- (6) その他人材不足分野の就職希望者及び求人者の支援に必要な事項
- (7) 構成機関の連携方法

4 協議会の開催

協議会は、毎年年度当初に開催するとともに、必要に応じて開催する。

5 秘密保持義務

本協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 庶務

協議会の庶務は、山形労働局職業安定部職業安定課が担う。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、別途定めるものとする。

8 附則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。